

3つの視点で評価



高知県南海トラフ地震対策優良取組事業所 認定制度説明書



優良取組事業所

令和7年7月

(第8版)

高 知 県

1. 高知県南海トラフ地震対策優良取組事業所認定制度の目的

本県では、南海トラフ地震が発生した場合、甚大な被害を受けることが想定されています。

事業者は、地震や津波から社員や顧客の生命及び身体を守り、安全を確保し、設備等の被害を最小限に抑え、事業を早期に再開できるよう、事前に備えておく必要があります。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震においても、事前の防災対策や事業継続計画（BCP）を策定していた事業者では、被害が少なかったり、早期に事業を再開できたりといった事例が多く見られました。

このことから、事業者における事前の防災対策の重要性や必要性が改めて認識されているところです。

本県としては、事業者の皆さまに南海トラフ地震への事前の備えや、地域住民と連携による防災力の向上に取り組んでいただくことが重要と考えており、これらの取り組みの一層の促進を図るため、南海トラフ地震対策に積極的に取り組んでいる事業所の認定制度を設けることにしました。

本制度は、災害に対する事業継続力と、地域住民との連携した取り組みを評価する制度で、自治体が実施する制度としては、本県が全国初となります。

【参考】事業継続計画（BCP）に関する県の現状

1. BCPの策定率

高知県実施『事業者の防災対策についてのアンケート調査』結果

令和6年9月：73.2%（従業員50人以上の事業所）

令和3年8月：60.2%（ " ）

平成30年8月：40.3%（ " ）

平成27年8月：35.8%（ " ）

2. 高知県南海トラフ地震対策優良取組事業所認定制度のコンセプト

地域と連携して、南海トラフ地震から県民の命を守り、
事業継続の取り組みを進める。

上記コンセプトに沿って、3つの視点（事業継続、社員教育、地域貢献）を設け、それぞれに評価項目を設定しました。

（事業継続の視点）

南海トラフ地震から命を守り、事業を早期に再開するためには、地震発生時にどのように対応するのか、また、その後の復旧をどのように進めるのかをあらかじめ定めておくことが非常に重要です。これら事業継続に関して最低限必要な事項を事業継続の視点として項目化しています。

社員教育と地域貢献の視点については、事業継続の観点からも取り組む必要がある事項ですが、本県状況を踏まえ、特に取り組みの加速が必要な事項を評価項目としています。これらは、本県で事業を行う事業者の社会的責任（CSR）の観点からも取り組んでいただきたい項目です。

（社員教育の視点）

事業を継続するためには、職場での安全対策はもとより、自宅等における社員や家族の安全対策も考えておくべきです。社員への防災教育や自宅の耐震化、家具固定の啓発など事業所でも取り組んでいただきたい対策を、社員教育の視点として項目化しています。

（地域貢献の視点）

地震発生時には事業者と地域が協力して、避難誘導や救助活動等を行うことが重要です。避難場所や資機材の保管場所の提供などを、地域貢献の視点として項目化しています。

なお、それぞれ評価項目の説明欄には、県の支援策などを記載し、これから南海トラフ地震対策に本格的に取り組もうと考えている事業者の皆さまにご活用いただけるようにしています。

また、対策に継続的に取り組んでいただくことと、一層のレベルアップを図っていただくことを目的として、認定には3年間の有効期間を設け、社員教育と地域貢献の視点については2段階の評価としています。

3. 高知県南海トラフ地震対策優良取組事業所の認定を受けるメリット

事業所のイメージアップや取り組みのアピールができます。

①「高知県南海トラフ地震対策優良取組事業所シンボルマーク」の使用



本制度の認定を受けた事業所は、認定を受けた証として、シンボルマークを交付します。シンボルマークは、社員の名刺や広告、ホームページで使用するなど、事業所のPRに活用することができます。

また、例えば、店舗に掲示することにより、来店されるお客さまに南海トラフ地震対策に取り組んでいることをアピールできます。

②高知県庁ホームページでの公開

本制度の認定を受けた事業所は、高知県危機管理部南海トラフ地震対策課のホームページに、認定事業所として公開します。

南海トラフ地震対策は、県民の皆さまの関心が非常に高く、多くの方々にホームページを閲覧いただいております。ホームページに公開されることによるPR効果が見込まれます。

【認定を受けた場合に交付する認定証のイメージ】

高知県南海トラフ地震対策優良取組事業所	
認定証	
事業者様	
貴事業所を高知県南海トラフ地震対策優良取組事業所に認定します。	
	
優良取組事業所	
★★★★★	
南海トラフ地震に対する取り組み方針	認定番号 0000-0000
□□□□□□□□□□□□□□□□	認定対象 ○○○○○○
□□□□□□□□□□□□□□□□	認定日 ○○年○月○日
□□□□□□□□□□□□□□□□	認定有効期限 ○○年○月○日
高知県知事 濱田 省司	

- ・認定証には、申告いただいた事業所の南海トラフ地震に対する取り組み方針を記載します。
- ・5つ星認定を受けた場合のイメージです。

4. 認定を受けるには（※詳しくは各年度の「募集要領」を参照してください。）

（認定までの流れ）

- ①別紙「評価項目チェックリスト」で自己診断を行い、認定基準を満たしているか確認します。
- ②申請書類（様式第1号、第2号、別紙評価項目チェックリスト、別紙申請内容補足説明シート、別紙対象事業所一覧表）及び必要書類を、郵送又は持参により、高知県南海トラフ地震対策課に提出します。
- ③有識者等で組織する高知県南海トラフ地震対策優良取組事業所認定制度審査委員会において審査を受けます。
- ④審査の結果、認定された事業所に認定証を交付します。

（応募資格）

次のいずれにも該当する事業所が対象です。

- ①高知県内に事業所があること（高知県内に本社があるか否かは問いません。また、審査の範囲は、高知県内の事業所のみとします。）
- ②申請日現在において事業活動を行っていること
- ③民間事業者であること
- ④反社会的勢力（暴力団等）でないこと
- ⑤税金や社会保険料を滞納していないこと
- ⑥会社更生法、民事再生法による更生（再生）手続き中でないこと
- ⑦事業継続の取り組みを積極的に行っていること
- ⑧社員教育の取り組みを積極的に行っていること
- ⑨地域貢献の取り組みを積極的に行っていること
- ⑩その他、公の秩序もしくは善良な風俗に反するおそれがないこと

（認定基準）

事業継続、社員教育、地域貢献の視点ごとに設けた認定基準を満たしている事業所を認定します。

なお、3つの視点のうち、1つでも認定基準を下回る場合は認定となりません。

また、事業継続の視点は、1段階の評価（最高1つ星）。社員教育、地域貢献の視点は、2段階の評価（最高2つ星）となり、最高評価は5つ星となります。

認定基準は、以下のとおりです。

- ・事業継続の視点：全ての評価項目を満足（1つ星）
- ・社員教育の視点：必須項目（3つ）を満足（1つ星）
必須項目（3つ）と選択項目2つを満足（2つ星）
- ・地域貢献の視点：必須項目（1つ）と選択項目1つを満足（1つ星）
必須項目（1つ）と選択項目3つを満足（2つ星）

5. 評価項目一覧

① 事業継続の視点

	評価項目	必須又は 選択の別
1	事業所が所在している地域及び事業所の被害を想定している。	必須
2	災害対応（初動、復旧など）を行うスペースを確保し、建物の耐震性の把握や地震、津波による被害を想定している。	必須
3	不特定多数の来訪者が訪れる建物については、耐震性を有している。耐震性を有していない建物がある場合、期限を設けた耐震化実施の計画等を定めている。あわせて、建物内で速やかに揺れから身を守ることができる対策を講じている。	該当業種は 必須
4	中核事業及び重要業務の選定を行っている。	必須
5	中核事業については、目標復旧時間を定めている。	必須
6	社員及び家族の安否確認方法を具体的に定めている。	必須
7	災害時の対応体制、発動基準と指揮命令系統が明確になっている。	必須
8	情報システム、データ等のバックアップを行っている。	必須
9	災害直後に連絡を取ることが必要な顧客、協力会社、取引先などのリストを準備している。	必須
10	（社員や来訪者が帰宅困難となることや復旧活動にあたることを想定し）必要な備蓄品（水、食糧、毛布等）を最低限備蓄している。	必須
11	事業継続計画（BCP）の改善計画を作成（定期的な見直しを実施）している。	必須
12	事業継続マネジメント（BCM）の取り組み（事業継続計画（BCP）策定後、計画・手順が機能するか実効性を検証し、改善する取り組みを継続的に行うこと）を行っている。（2回目（更新審査）以降）	2回目以降 必須

※事業継続の視点は、全ての評価項目を満たすことで（1つ星の）認定となります。

※国土交通省四国地方整備局、高知県が実施している建設業BCP認定制度の認定を受けている事業者は、重複する項目（評価項目8のシステム、データ等のバックアップ及び評価項目10の備蓄品に関する項目以外の項目）については、要件を満たしているものとして取り扱います。

② 社員教育の視点

	評価項目	必須又は 選択の別
1	社員を対象とした防災研修会の定期的（１年に１回以上）な開催などにより、社員の防災意識や知識の向上に努めている。	必須
2	避難訓練や図上（机上型）訓練など南海トラフ地震に備えた訓練を定期的（１年に１回以上）に開催している。	必須
3	自宅の耐震化や家具固定に対する社員への啓発を定期的（１年に１回以上）に行っている。	必須
4	社員に対し救急救命講習を受講させている。	選択
5	社員に防災士資格や事業継続管理者資格など防災、事業継続に関する資格の取得を推奨している。又は、社員が既に取得済みである。	選択
6	プラスワン項目（事業者独自の取り組みとして申告）	選択

※社員教育の視点は、必須項目（３つ）で１つ星認定、必須項目（３つ）と選択項目２つで２つ星認定となります。（最高２つ星）

③ 地域貢献の視点

	評価項目	必須又は 選択の別
1	災害発生時、社員を地域の復旧活動に参加させるよう定めている。	必須
2	事業者が、高知県地域防災計画に記載されている公的機関等（地方公共団体、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関）と協力し、高知県内における地震災害時の応援を行うこととしている。	選択
3	所有する施設が緊急避難場所や避難所として指定を受けている。	選択
4	所有する土地や施設を、町内会や自主防災組織の資機材保管倉庫などとして提供している。	選択
5	町内会や自主防災組織など地域と連携した防災に関する学習会や訓練などに毎年参加している。	選択
6	プラスワン項目（事業者独自の取り組みとして申告）	選択

※地域貢献の視点は、必須項目（１つ）と選択項目１つで１つ星認定、必須項目（１つ）と選択項目３つで２つ星認定となります。（最高２つ星）

※３つの視点のうち、１つでも認定基準を満たしていない場合は認定となりません。

6. 評価項目の内容

評価項目の内容と対応方法について順に説明します。

(事業継続の視点)

事業継続	1	事業所が所在している地域及び事業所の被害を想定している。	必須
------	---	------------------------------	----

南海トラフ地震対策を講ずる上で、事業所が所在する地域にどのような被害が及ぶのかを把握しておくことは、必要不可欠です。

揺れの強さや津波による浸水の有無、また津波が到達するまでの時間などの情報は、高知県が公表している高知県防災マップや南海トラフ地震による震度分布・津波浸水予測で確認することができます。また、高知県の予測をもとに、地域の避難場所、標高や緊急時の連絡先などの情報を加えたハザードマップを作成している市町村もあります。

これらを参考にしながら、被害を把握し対策を講ずる際の判断基準としてください。

【参考となる資料】

1. 高知県防災マップ

<http://bousaimap.pref.kochi.lg.jp/>

2. 【高知県版第2弾】南海トラフの巨大地震による震度分布・津波浸水予測

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/nannkai-3/>

3. 【高知県版】南海トラフ巨大地震による被害想定

<https://www.pref.kochi.lg.jp/sonae-portal2/earthquake/prediction/damage.html>

4. 南海トラフ地震に備える企業のBCP策定のための手引き【改訂版】

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/bcp-tebiki/>

第I部基礎編に被害状況のイメージが示されています。

5. 市町村のハザードマップ

所在する市町村に問い合わせのうえご確認ください。

地震に関するハザードマップの他にも、土砂災害、風水害に関するハザードマップを作成している市町村もあります。

事業継続 2	災害対応（初動、復旧など）を行うスペースを確保し、建物の耐震性の把握や地震、津波による被害を想定している。	必須
--------	---	----

災害等の発生時には、社内及び周囲の情報を集めて対応策を検討、決定し、社員への迅速な指示を出したり、取引先と早急に連絡を取るための、対応拠点（スペース）の確保が必要となります。

対応拠点は、地震や津波による建物や周辺の被害、ライフラインの途絶などの理由で使えない場合などを想定し、代替対応拠点を定めておくことも必要です。

また、南海トラフ地震では、高知県全域で強い揺れが長時間続くことが想定されていますので、対応拠点や代替対応拠点については、少なくとも耐震性を把握しておくことが必要です。

本県では、事業継続の確実性の観点から、耐震性を有している建物を対応拠点とすることを推奨しています。しかしながら、耐震性を有していない建物についても、自社が地震にどの程度弱いかわかり、被害発生後の対応を準備しておけば、経営への影響を緩和することができます。

耐震性の把握は、建物の建築時期や耐震補強の履歴などで行ってください。昭和56年5月以前の旧耐震基準により建築された建物は、震度5強を超える地震に耐えられることが確認されていません。

また、目視により建物の大きなひび、傾き、構造に影響がありそうな破損の有無もチェックしてください。

【参考となる資料】

1. 南海トラフ地震に備える企業のBCP策定のための手引き【改訂版】

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/bcp-tebiki/>

第Ⅱ部策定編の第4段階に、被害想定の確認手順について詳しく示されています。

2. 住宅・建築物の耐震化について（国土交通省ホームページ）

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr_000043.html

建築物の耐震化に関する説明と現状などが示されています。

事業継続 3	不特定多数の来訪者が訪れる建物については、耐震性を有している。耐震性を有していない建物がある場合、期限を設けた耐震化実施の計画等を定めている。あわせて、建物内で速やかに揺れから身を守ることができる対策を講じている。	該当業種 (※) は必須
--------	---	--------------------

南海トラフ地震の強い揺れによる建物や設備、什器、商品などの倒壊から社員や来訪者の身を守るとともに、津波の浸水が予測されている地域では、高台などの安全な場所へ速やかに避難できるよう対策を講じておくことは、事業者の責務です。

少なくとも、不特定多数の来訪者が訪れる建物については、社員の安全確保とあわせて、来訪者の安全を確保するための対策を講じておくことが必要です。

対策を実施する上では、建物の耐震性を確保することが最も重要ですが、耐震化工事や建て替えを行うためには、費用と時間がかかります。少しでも危険性を軽減するための対策として、緊急地震速報を伝えるための受信装置の導入など揺れを速やかに伝えるための対策の実施や、例えば机の下に在庫を置かないようにするなど身を守るスペースの確保、建物の外に避難するための避難経路の確保などの対策を実施するようにしてください。これらの対策は、耐震性の有無を問わず必要な対策です。

※該当業種：統計法に基づく日本標準産業分類の大分類で電気・ガス・熱供給・水道業（F）、運輸業、郵便業（H）、卸売業、小売業（I）、金融業、保険業（J）、宿泊業、飲食サービス業（M）、生活関連サービス業、娯楽業（N）、教育、学習支援業（O）、医療、福祉（P）、複合サービス業（Q）、サービス業（R）に分類される各業種

【参考となる資料】

1. 緊急地震速報について（気象庁ホームページ）

<http://www.data.jma.go.jp/svd/eeew/data/nc/>

緊急地震速報に関する様々な情報が示されています。

2. 家具類の転倒・落下防止対策ハンドブック（東京消防庁ホームページ）

<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/learning/elib/kagutenhandbook.html>

オフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策が示されています。

事業継続	4	中核事業及び重要業務の選定を行っている。	必須
事業継続	5	中核事業については、目標復旧時間を定めている。	必須

災害等の発生時には、使用できる経営資源（ヒト、モノ、カネ）やインフラには相当の制約が生じるため、平常時に行っている業務の全てを行うことは困難となります。

そのため、事業者の存続に関わる中核事業と、その遂行に必要となる重要業務を選定し、それらの業務に資源を集中させる必要があります。

また、中核事業については、事業の停止による影響が自社として許容できる範囲内で復旧をさせるための目安として、目標復旧時間を定めておくことも必要です。

復旧に向けた、目標を明確にすることで、復旧作業における社員の意識の向上や、また取引先や顧客の信頼と安心、ひいては企業としての信用にも繋がります。

なお、重要業務や目標復旧時間を検討する際には、自社の都合だけでなく、地域への影響についても考慮するとともに、その業務の妥当性の検討も重要です。

【参考となる資料】

1. 南海トラフ地震に備える企業のBCP策定のための手引き【改訂版】

・・・全業種向け

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/bcp-tebiki/>

第Ⅱ部策定編 2. BCPの策定手順で中核事業及び重要業務の選定、目標復旧時間の決定手順が示されています。

2. 高知県医療機関災害対策指針・・・医療機関向け

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/saigaitaisakusisin/>

第5章 医療機関における事業継続計画策定法で優先業務・目標復旧時間の設定について示されています。

事業継続 6	社員及び家族の安否確認方法を具体的に定めている。	必須
--------	--------------------------	----

災害等の発生時には、できるだけ速やかに社員の安否を確認することが必要です。安否確認は人道的な観点のもとより、事業継続のための人員確保の観点からも重要です。また、家族がケガをすれば、社員が業務に復帰しにくくなるので、社員本人はもちろん、家族の安否も確認することが必要です。

安否確認の具体的な方法としては、携帯電話によるメールの一斉送信や専用システムの導入などが挙げられます。また社員とその家族との間の安否確認は、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル（１７１）の活用も有効です。

これらを、災害時に確実に機能させるためには、例えば携行カードなどで社員に安否確認の方法を周知するとともに、定期的に訓練を行い全ての社員に習熟させることも必要です。

【参考となる資料】

◆中小企業ＢＣＰ策定運用指針（中小企業庁ホームページ）

<http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/>

中級コース資料１２に安否確認の方法が示されています。

事業継続 7	災害時の対応体制、発動基準と指揮命令系統が明確になっている。	必須
--------	--------------------------------	----

事業の継続や速やかな復旧、取引先や地域からの要請への迅速な対応のためには、災害時の組織体制と指揮命令系統の整備が必要です。

災害時の参集ルール、災害対策本部の設置基準や設置権限者、代行者、要員などを定めて文書や図表にまとめ、例えば携行カードなどで社員に周知することが必要です。

【参考となる資料】

◆中小企業ＢＣＰ策定運用指針（中小企業庁ホームページ）

<http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/>

基本コースで、ＢＣＰ発動基準や体制、従業員携行カードの様式が示されています。

【参考】３０人以上の県内事業所における対応状況

（事業者の防災対策についてのアンケート調査：令和６年９月実施）

設問：被災時の人的対応体制（社長が被災した場合の代行者の決定など）は整備されていますか。（ $n = 393$ ）

回答：整備済み	72.0%
整備中	12.5%
整備予定あり	8.7%
整備予定なし	5.6%

設問：被災時の人的対応体制の整備内容をお答えください。

（整備済み、整備中の回答があった事業所、 $n = 332$ ）

回答：代表者（社長、理事長など）の代行者を決めている	76.5%
具体的に担当する業務を規定し、組織メンバーごとに役割を定めている	66.6%
対応体制について防災規定や行動基準等を策定し、組織文書で明記している	40.1%
被災時に代行者に委譲する権限について定めている	37.3%
携行カードなどを作成し、職員や従業員に携帯させている	12.0%

事業継続 8	情報システム、データ等のバックアップを行っている。	必須
--------	---------------------------	----

重要業務の継続に不可欠な取引先との記録や連絡先、自社の財務や経理に関する情報は、電子データ化や複写などでバックアップを取り、同時に被災しない場所に保存・保管しておくことが必要です。

ただ、大量のデータや文書を、定期的にバックアップするには相当のコストと手間がかかりますので、事業継続のために必要不可欠なデータや文書の範囲を絞り込み、業務の一環として確実に実施していくことが重要となります。

【参考となる資料】

◆南海トラフ地震に備える企業のBCP策定のための手引き【改訂版】

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/bcp-tebiki/>

別冊BCP策定参考資料９ページに、様式と記入例が示されています。

事業継続 9	災害直後に連絡を取ることが必要な顧客、協力会社、取引先などのリストを準備している。	必須
--------	---	----

顧客や取引先、協力会社と速やかに連絡を取り、自社の被害状況や復旧見込みまた必要な資機材や支援要請などを伝えることは、事業の継続や速やかな復旧のために必要です。

また、迅速な情報発信、情報共有は顧客や取引先に対し、安心感や信頼感を与えることにもなります。

連絡先リストには、担当者でなくても対応できるよう、重要度や連絡事項などを分かりやすくまとめておくにより効果的です。

【参考となる資料】

◆南海トラフ地震に備える企業のBCP策定のための手引き【改訂版】

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/bcp-tebiki/>

別冊BCP策定参考資料14ページの主要顧客情報を参考にしながら、連絡先、業種等の必要事項を抽出しリスト化してください。

事業継続 10	（社員や来訪者が帰宅困難となることや復旧活動にあたることを想定し）必要な備蓄品（水、食糧、毛布等）を最低限備蓄している。	必須
---------	--	----

地震発生直後に事業所から帰宅しようとする、津波、火災などに巻き込まれる可能性もあるため、一定期間、事業所内など安全な場所で身を守りながら留まる必要があります。

備蓄品については、水や食糧のほかに、毛布なども必要となります。さらに、一定期間電気やガスが使えないことを想定し、カセットコンロなどを備蓄しておくことも必要です。

また、備蓄量については、社員や来訪者が最大となる人数の場合や、最低数日は留まる必要があること、さらに復旧活動にあたる人員も考慮して検討することが必要です。

【参考となる資料】

東京都防災ホームページ

https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/kitaku_portal/1000048/1027880/1027885.html

事業者の備蓄に関する取組事例を確認することができます。

事業継続 1 1	事業継続計画（BCP）の改善計画を作成（定期的な見直しを実施）している。	必須
事業継続 1 2	事業継続マネジメント（BCM）の取り組み（事業継続計画（BCP）策定後、計画・手順が機能するか実効性を検証し、改善する取り組みを継続的に行うこと）を行っているか。（2回目（更新審査）以降）	2回目以降必須

事業継続の取り組みは、計画の策定がゴールではなく、計画・手順が機能するか実効性を検証し、改善する取り組みが必要です。この取り組みは、一般的に事業継続マネジメント（BCM）と呼ばれます。

具体的には、計画の改善や見直しを行うための委員会や協議会を立ち上げたり、避難訓練や参集訓練などの実動訓練や初動期や復旧期など想定シナリオに基づいた図上（机上型）訓練を実施したりすることが一般的です。

【参考】30人以上の県内事業所における対応状況

（事業者の防災対策についてのアンケート調査令和6年9月実施）

設問：事業継続計画（BCP）を策定後に定期的な見直し、改善を行っていますか。（BCPを策定済みと回答があった事業所、n=278）

回答：行っている	67.3%
今後行う予定	27.3%
行っていない	4.7%
無回答	0.7%

設問：どのような方法で、事業継続計画（BCP）の見直し、改善を行っていますか。（見直し、改善を行っているとは回答があった事業所、n=187）

回答：社内で見直し、改善のための協議会や委員会を立ち上げて実施	70.6%
避難訓練や参集訓練など実動訓練を通じて実施	61.0%
初動時や復旧期など想定シナリオに基づいた図上訓練を通じて実施	31.6%
BCP関連のコンサルティング企業、NPOの支援を受け実施	3.2%

高知県事業継続計画（BCP）策定推進プロジェクト

県内事業者の事業継続計画（BCP）策定を推進するため、平成22年6月に、高知県、高知商工会議所、TKC四国会高知支部、東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社との間で協定を締結した官民協働のプロジェクト。

<支援の手順>

1. 策定相談・支援依頼



プロジェクト窓口となる県・商工会議所・TKC四国会高知支部に相談・支援依頼を行っていただきます。

2. 策定概要の説明



東京海上グループ（東京海上日動、日新火災）の担当者が訪問し、内容や手順について説明します。

3. 策定開始（支援・アドバイス）



手引書（※）を用いて、従業員の安否確認方法や、中核事業の選定、ボトルネック対策、地震発生後の対応方法など、手順に沿って完成するまで支援します。

4. 事業継続計画（BCP）の完成

基本的な事業継続計画（BCP）の策定について、コピー代等実費以外は無料で支援します。

（※）平成26年3月に高知県が作成した「南海トラフ地震に備える企業のBCP策定のための手引き（改訂版）」

(社員教育の視点)

社員教育 1	社員を対象とした防災研修会の定期的（１年に１回以上）な開催などにより、社員の防災意識や知識の向上に努めている。	必須
--------	---	----

南海トラフ地震による被害を減らすためには、県民一人ひとりの防災意識の向上が必要です。そのため県では、地震・津波を正しく理解し、事前の備えを進めていただくため『南海トラフ地震に備えちょき』を県内の全世帯に配布しています。また、県政出前講座やこうち防災備えちょき隊の派遣など無料の講座も開催しています。

社員の防災意識や知識の向上のためには、社内での定期的な研修会の開催が必要です。集合形式の研修会を開催することが難しい場合は、例えば e-learning などウェブ型の研修形式を活用する方法もあります。

【参考】

◆事業者向け南海トラフ地震対策講座

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/jigyousha-koza/>

南海トラフ地震に関する研修会の開催、避難訓練や机上型訓練等の開催を希望する事業者に対して講師を無料で派遣します。

社員教育 2	避難訓練や図上（机上型）訓練など南海トラフ地震に備えた訓練を定期的（１年に１回以上）に開催している。	必須
--------	--	----

研修会による知識の習得と同時に、定期的に訓練を実施し、南海トラフ地震発生時に取るべき行動を身につけておくことが必要です。

避難訓練や参集訓練などの実動型訓練や、初動期や復旧期など想定シナリオに基づいた図上（机上型）訓練を実施することで、対応力を上げていくことが重要です。

県では、無料で講師を派遣する事業者向け南海地震対策講座を設けており、講座を活用して避難訓練や図上（机上型）訓練を実施することが可能です。

【参考】

◆事業者向け南海トラフ地震対策講座

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/jigyousha-koza/>

南海トラフ地震に備えた避難訓練、図上訓練、実技指導や店舗内を巡回し危険個所のチェックを行うメニューもあります。

社員教育 3	自宅の耐震化や家具固定に対する社員への啓発を定期的（１年に１回以上）に行っている。	必須
--------	---	----

県では、平成２５年５月に【高知県版】南海トラフ巨大地震による被害想定を公表しました。この中で住宅の耐震化や家具固定が進むことにより、死傷者数や建物の倒壊家屋数が少なくなるという結果を明らかにしています。

社員はもとより社員の家族の安全を考えることは、事業者として必要不可欠であることはもちろん、事業者の事業継続や迅速な復旧の観点からも重要です。

また、令和６年元日に発生した能登半島地震では、耐震化されていない住宅の倒壊などにより、多数の被害がもたらされました。

これを踏まえ、南海トラフ地震における住宅被害の軽減に向け、より一層、多くの事業者が社員への啓発を実施していただくため、令和６年度から、当該項目は必須項目となりました。

【参考資料】

◆【高知県版】南海トラフ巨大地震による被害想定

<https://www.pref.kochi.lg.jp/sonae-portal2/earthquake/prediction/damage.html>

被害想定概要などで、耐震化が進むことによる効果が示されています。

◆住宅耐震化の支援について

<https://www.pref.kochi.lg.jp/jyuutaku/>

耐震診断・耐震設計・耐震改修に関する補助内容やＱ＆Ａなどが示されています。

社員教育 4	社員に対し救急救命講習を受講させている。	選択
--------	----------------------	----

南海トラフ地震発生時には、建物や設備、什器などの倒壊により、多数の負傷者の発生が想定されています。負傷者に救急救命措置を行うことで、命を救うことができる可能性が高まりますので、社員に救急救命法を習得させることは非常に有益です。

なお、講習は、県内の消防本部（局）や日本赤十字社高知県支部が実施しています。

社員教育 5	社員に防災士資格や事業継続管理者資格など防災、事業継続に関する資格の取得を推奨している。又は、社員が既に取得済みである。	選択
--------	--	----

防災や事業継続に関する人材を育成することは、組織としての災害対応力を向上させるための重要な要素です。

民間資格の防災士資格や事業継続管理者資格を取得することで、防災、事業継続に関する基本的な知識を得ることができます。

なお、県では、平成25年度から防災士養成講座を開催しています。

【参考】

◆防災士制度について（日本防災士機構ホームページ）

<https://bousaisi.jp/about/>

◆事業継続管理者資格（事業継続推進機構ホームページ）

<https://www.bcao.org/>

社員教育 6	プラスワン項目（事業者独自の取り組みとして申告）	選択
--------	--------------------------	----

社員教育として、事業者内で実施している独自の取り組みがあれば申告してください。

また、更新申請の場合に限り、前回認定時以降新たに開始した取組事項も認定の対象となります。

【参考】社員教育の事例

<共通>

- ・社員に事業継続主任管理士資格を取得させるなどし、事業継続マネジメント（BCM）の仕組みが社内で完結するような体制を整えている。
- ・社員が自主防災組織のリーダーとして活躍するなど、自主防災組織で積極的に活動できるよう支援を行っている。
- ・社員及びその家族用の安否確認カードを作成し、常に携帯させている。
- ・新採用職員研修において、社員の防災士が防災に関する研修を実施している。

<卸小売業>

- ・各店舗に配置した防災士がリーダーとなり、避難誘導など各店舗の状況に応じた安全対策の取り組みを行っている。

（地域貢献の視点）

地域貢献 1	災害発生時、社員を地域の復旧活動に参加させるよう定めている。	必須
--------	--------------------------------	----

南海トラフ地震発生直後は、行政からの支援の手が行き届かない困難な状況が想定されます。その間は、地域内の住民や事業者が互いに助け合う、いわば、自助、共助の取り組みが必要不可欠となります。

また、勤務時間外など社員が自宅にいる際に災害が発生した場合、事業所に参集する経路で二次被害に巻き込まれる危険性もあります。社員の安全という観点からも自宅や職場外で被災した場合、一定期間は地域で復旧活動にあたることを計画等で定めておくことも必要です。

地域貢献 2	事業者が、高知県地域防災計画に記載されている公的機関等（地方公共団体、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関）と協力し、高知県内における地震災害時の応援を行うこととしている。	選択
地域貢献 3	所有する施設が避難場所や避難所として指定を受けている。	選択
地域貢献 4	所有する土地や施設を、町内会や自主防災組織の資機材保管倉庫などとして提供している。	選択

地震発生後は、行政の力だけで対応していくことは不可能であり、事業者の皆さまの協力が不可欠です。また、市町村が主体となり津波からの避難路や避難場所の整備を進めていますが、自然地形の高台への避難が難しい地域においては、事業者の建物などを避難ビルとして指定させていただかなければなりません。

その他にも、日頃の防災活動や災害時の復旧活動に必要な資機材の保管場所の確保についても、地域に所在する事業者にご協力いただきたいと考えています。

これらは、民間事業者の自主的な協力によるところであるため、ご協力いただいている事業者に対しての加点対象としています。

地域貢献 5	町内会や自主防災組織など地域と連携した防災に関する学習会や訓練などに毎年参加している。	選択
--------	---	----

日頃から地域と連携した取り組みを行うことで発災時のスムーズな協力体制の構築に繋がります。また、地域内の事業者のイメージアップやプレゼンス（存在感）の向上、同業他社との差別化といった効果も期待できます。

地域貢献 6	プラスワン項目（事業者独自の取り組みとして申告）	選択
--------	--------------------------	----

評価項目化している内容以外にも、業種や地域特性に応じて様々な取り組みを行うことが可能です。事業者が本業や強みを活かした地域貢献を行うことは、地域の安全安心を高め、社員の士気高揚や業績の向上にも繋がります。

また、更新申請の場合に限り、前回認定時以降新たに開始した取組事項も認定の対象となります。

【参考】業種別地域貢献の事例

<共通>

- ・ 自社の敷地（前庭・駐車場・グランド）の開放
- ・ 地域の学校、施設等に、自社の社員を講師として派遣し防災学習を支援
- ・ 貯水槽や浄水装置の設置により、災害時に地域住民が使用できる水を確保

<建設業>

- ・ （重機利用の救命救助活動支援など）保有資機材の地域・行政への提供

<製造業>

- ・ 社会的ニーズに沿った物資製造
- ・ 社有重機（発電機、重機など）の提供

<運輸業>

- ・ 社会的ニーズに沿った物資の集配
- ・ 搬送ネットワークを活用した情報収集と提供、人員、物資の輸送

<卸売業・小売業>

- ・ 帰宅困難者への備蓄品の提供やトイレ等の支援
- ・ 保有車両の提供

<飲食業・宿泊サービス業>

- ・ 要配慮者の受け入れ
- ・ 復旧支援活動従事者への宿泊場所の提供

7. 申請方法

認定を受けるための申請方法については、年度ごとの募集要領をご確認ください。

8. Q & A

(制度全般・申請について)

Q：申請は、事業所単位となりますか？

A：事業所（本社、支社など場所ごと）又は事業者（企業など組織体）単位となります。事業者単位で申請する場合は、全ての事業所が要件を満たす必要があります。

なお、審査の対象範囲は高知県内のみです。

例えば、耐震化や避難場所の提供といった建物、施設に関することは、高知県内の建物、施設について状況が分かる資料を作成してください。

Q：認定を受けた場合の事業所の具体的な活動内容はありますか？

A：現時点では、特に具体的な活動を定める予定はありませんが、事業継続、社員教育、地域貢献の取り組みを積極的に行う事業所を認定対象としていますので、この趣旨に沿った取り組みをお願いします。

Q：必要となる書類のうち連絡先リストなど、取引先や個人の情報が特定される場合やリストが膨大な量となる場合はどうすればよいですか？

A：リストとしてまとめられ、必要となる内容を満たしているか確認することが目的ですので、取引先や個人の情報については、黒塗りや空欄にするなどし、特定されないようにしたうえで、申請していただいて結構です。

また、必要書類が膨大な量となる場合、抜粋していただいて結構です。

なお、制度実施要綱第14条に取得した情報の取扱いについて記載していますのでご確認ください。

Q：申請の受付回数、スケジュールについて教えてください。

A：毎年1回、夏頃から申請を受け付け、年度末頃に認定証交付式にて認定を行っています。

認定を受けた事業所の有効期間は翌年度4月1日から3年間とします。

具体的な、スケジュールについては、年度ごとに定める募集要領にてご確認ください。

Q：有効期間の途中で、再度認定申請を行うことは可能ですか？

A：できません。有効期間の途中で新たに評価項目を満たした場合でも、有効期間が満了する直近の申請時（更新時）に申請を行ってください。

なお、事業所として認定を受けた後に、事業者として認定を受ける場合は、申請可能です。

Q：国、県の建設業BCP認定制度の認定を受けているが、今回の認定を受けた場合、入札等における優遇措置はありますか？

A：本制度には、加点など入札等への優遇措置はありません。なお、建設業BCP認定制度の認定を受けている事業者は、重複する評価項目について再度の書類提出は不要です。

Q：金融機関からの融資で、事業継続関連の優遇金利の適用を受けている場合、事業継続の視点の評価項目を満たしているものとして取扱うことはできませんか？

A：できません。公的機関が実施しているものではないことや評価項目が公表されていないためです。

（評価項目について）

Q：評価項目を満たしているか判断する基準日はいつになりますか？

A：申請日時時点で基準を満たしているか判断してください。

Q：評価項目チェックリストの事業継続2のチェック項目のうち、耐震性を有しない場合や津波の浸水が予測される場合の代替スペースの確保について、考え方を教えてください。

A：社員の安否確認や取引先との連絡などを行うために、自社が所有する別の建物で代替スペースを確保するか、それができない場合は、取引先や協力会社の建物の一部や、社長や役員の自宅で代替スペースを確保することです。

Q：評価項目チェックリストの社員教育3のチェック項目のうち、啓発の事例について教えてください。

A：防災研修会の開催の他、社内報への掲載、またメールや社内イントラでのニュースレターの配信といった形が考えられます。

9. お問い合わせ先

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県危機管理部南海トラフ地震対策課事前復興室担当

電話：088-823-9386 FAX：088-823-9253

電子メール：010201@ken.pref.kochi.lg.jp

10. お申込み先

〒780-0072 高知県高知市杉井流19番2号

株式会社歳時記屋 南海トラフ地震対策優良取組事業所認定制度担当

電話：088-882-0333 FAX：088-882-0322

電子メール：tsuno@saijiki8.com